

4千万円までを10%適用範囲に 地区支援の在り方を協議する



やまもと まきお
山本 牧夫 議員

問 黒潮町集落整備事業実施要綱は、平成18年に制定され、改正を経て現在に至る。この内、集会所の新築、改築等については、地区が負担する受益者負担率が、3千万円は10%、3千万を超過すれば25%負担となっている。新型コロナウイルスとロシアのウクライナ侵襲、少子高齢化や人手不足と連動し、ここ数年の物価資材、人件費は大幅アップしている。今後各地区の集会所を新築する時、最近の事例から見ても坪単価は1000万を超え、総事業費は3千万を超えるケースが多くなると想定される為、地区は大変な重荷となっている。各集落の衰退していく現状を考慮して、10%の負担率を4千万迄拡充する考えはないかを問う。

答 佐田 総務課長

集会所の新築、改築等については、近年の物価高により資機材含めさまざまなものが高騰し、財政状況が悪化して地区の運営に影響がある事は町としても懸念している。



令和10年改築予定の馬地集会所



令和元年移転新築の浮津避難集会所

今年度は地域支援の在り方の検討を進め、まずは3年かけて防犯灯のLED化に取り組む。地区への過度な介入は慎重にしつつも、地区の財政状況を確認し、どの様な支援が必要かについて協議

を進める。従って集会所の建築、増築等に係る受益者負担割合をすぐに見直すという事ではなく、少し時間をかけて全体を確認しながら、協議を進めていく。